

大分大学授業料その他の費用に関する規程

平成16年4月1日制定

平成16年規程第91号

(趣旨)

第1条 大分大学学則(平成16年規則第8号。以下「学則」という。)第54条及び第61条並びに大分大学大学院学則(平成16年規則第9号。以下「大学院学則」という。)第49条により、大分大学(以下「本学」という。)における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額並びにその徴収方法等に関し必要な事項を定める。

(授業料、入学料及び検定料の額)

第2条 本学において徴収する授業料(幼稚園にあつては、保育料。以下同じ。)、入学料(幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。)及び入学等に係る検定料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	授業料	入学料	検定料
学部	年額	282,000円	17,000円
	535,800円		
	※平成9年度及び平成10年度入学者 469,200円		
	※平成7年度及び平成8年度入学者 447,600円		
※平成5年度及び平成6年度入学者 411,600円	282,000円	30,000円	
大学院の研究科			
※平成9年度及び平成10年度入学者 469,200円			
※平成7年度及び平成8年度入学者 447,600円			
※平成5年度及び平成6年度入学者 411,600円	2,000円	2,500円	
附属特別支援学校の高等部			
附属幼稚園	73,200円	31,300円	1,600円
研究生	月額	84,600円	9,800円
	29,700円		
科目等履修生	単位	28,200円	9,800円
	14,800円		

備考 ※印に該当する者の授業料単価については、授業料単価の改定があつた場合でも、卒業時まで当該単価とする。

- 学則第27条第1項又は大学院学則第22条第1項の規定により計画的な履修を認められた学生(以下「長期履修学生」という。)の授業料の年額は、前項の規定にかかわらず、当該在学を認められた期間(以下「長期在学期間」という。)に限り、前項に規定する授業料の年額に当該大学又は当該大学院の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を、長期在学期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。
- 転入学、編入学、再入学又は転学部に係る検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、30,000円とする。
- 第1項に規定する学部において、出願書類等による選抜(以下この項において「第1段階選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下この項において「第2段階選抜」という。)を行う場合、第1段階選抜に係る検定料及び第2段階選抜に係る検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、次の表のとおりとし、徴収する検定料は、第1段階選抜に係る額及び第2段階選抜に係る額の合計額とする。

区 分	検 定 料
第1段階選抜	学 部 4,000円

第2段階選抜	学 部	13,000 円
--------	-----	----------

- 5 附属小学校，附属中学校，附属特別支援学校の小学部及び中学部において，入学を許可するための試験，健康診断，書面その他による選考等を行った場合に徴収する検定料の額は，次の表のとおりとする。

区 分	検 定 料
附属小学校	3,300 円
附属中学校	5,000 円
附属特別支援学校の小学部	1,000 円
附属特別支援学校の中学部	1,500 円

- 6 附属小学校，附属中学校，附属特別支援学校及び附属幼稚園の入学を許可するための選考等において，抽選による選考等を行い，その合格者に限り試験，健康診断，書面その他による選考等（以下この項において「試験等」という。）を行う場合の検定料の額については，第1項及び前項の規定にかかわらず，抽選による選考等にあつては，次の表の中欄に掲げるとおりとし，試験等にあつては，同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	抽選による選考等に係る額	試験等に係る額
附属小学校	1,100 円	2,200 円
附属中学校	1,300 円	3,700 円
附属特別支援学校の小学部	500 円	500 円
附属特別支援学校の中学部	600 円	900 円
附属特別支援学校の高等部	700 円	1,800 円
附属幼稚園	700 円	900 円

（授業料の徴収方法）

- 第3条 各年度に係る授業料の徴収は，前期及び後期の2期に区分して行うものとし，それぞれの期において徴収する額は，年額の2分の1に相当する額とする。
- 2 前項の授業料は，前期にあつては4月，後期にあつては10月に徴収するものとする。
- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず，学生又は生徒の申出があつたときは，前期に係る授業料を徴収するときに，当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
- 4 第1項，第2項及び前項の規定にかかわらず，入学年度に係る授業料について，入学を許可される者の申出があつたときは，入学年度の前年度において入学を許可するときに，その前期分又は前期分及び後期分を徴収するものとする。
- 5 研究生の授業料については，第1項及び第2項の規定にかかわらず，前期及び後期の2期に区分し，月額にその期の在学期間の月数を乗じて得た額を，前期にあつては4月，後期にあつては10月に徴収するものとする。なお，在学期間が延長された場合に徴収する授業料の額は，その延長される期間の月数に応じて算出した額とし，延長される期間の当初の月に徴収するものとする。
- 6 科目等履修生の授業料については，第1項及び第2項の規定にかかわらず，単位数に応じた額を入学許可の属する月に徴収するものとする。この場合において，履修する科目が追加される場合に徴収する授業料の額は，その追加される科目の単位数に応じた額とし，その科目が開講される前期又は後期の当初の月に徴収するものとする。ただし，その期中途から開講される科目が追加された場合には，その開講される当初の月に徴収するものとする。

7 入学時及び在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から改定後の授業料を適用する。

(入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額及び徴収方法)

第4条 特別の事情により、入学の時期が徴収の時期後である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に入学した日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

2 研究生にあっては、前項の規定にかかわらず、入学の時期が徴収の時期後である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、月額に入学した日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

(復学等の場合における授業料の額及び徴収方法)

第5条 前期又は後期中途において復学、転学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に徴収するものとする。

(学年の途中で卒業等をする場合における授業料の額及び徴収方法)

第6条 特別の事情により、学年の途中で卒業又は課程を修了（以下「卒業等」という。）する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、卒業等する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収するものとする。この場合において、予定する在学期間を超えて在学する必要があるときは、さらにその在学期間に応じて額を算出し、これをその当初の月に徴収するものとする。

(退学の場合における授業料の額)

第7条 後期の徴収の時期前に退学する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

(長期履修学生に係る授業料及び徴収方法の特例)

第8条 長期履修学生が長期在学期間を終了した後も在学する場合には、その超えた期間に納付すべき授業料の年額は、第2条第1項に掲げる年額を徴収するものとする。

2 長期履修学生が学年の途中で卒業等をする場合に徴収する授業料の額は、第2条第2項の規定により算出した授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、卒業等をする月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収することができるものとする。

3 長期履修学生が長期在学期間を短縮することを認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて第2条第2項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。）を乗じて得た額から当該者が在学した期間（学年の中途にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。）に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限又は標準修業年限に相当する期間の場合には、第2条第1項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を徴収するものとする。

4 長期履修学生が長期在学期間を延長することを認められる場合の授業料の年額は、当該延長後の期間に応じて第2条第2項の規定により算出した年額を新たな授業料の年額とする。また、

すでに履修した期間の授業料の差額調整は行わないものとする。

(授業料の免除の許可を受けた者について、免除の理由が消滅した場合における授業料の額及び徴収方法)

第9条 授業料の免除の許可を受けた者について、免除の理由が消滅したことによりその免除を取消した場合は、免除した前期及び後期の授業料の額を当該前期及び後期の月数で除して得た額に取消しの日の属する月からその期の終わりの月までの月数を乗じて得た額を取消しの日の属する月に徴収するものとする。ただし、不正の事実の発見により取消した場合にあっては、取消しの日の属する月に免除した前期又は後期の授業料の全額を徴収するものとする。

(授業料の徴収猶予の許可を受けた場合における授業料の徴収方法)

第10条 授業料の徴収猶予の許可を受けた者から授業料を徴収する時期は、徴収猶予の期間が満了する日の属する月とする。ただし、徴収猶予の理由が消滅したときは、その消滅した日の属する月に徴収するものとする。

(授業料の月割分納の許可を受けた場合における授業料の額及び徴収方法)

第11条 月割分納の額は、授業料年額の12分の1に相当する額とする。

2 月割分納による授業料の徴収猶予の許可を受けた者からは毎月その月の分を徴収するものとする。ただし、休業期間中の分は、休業期間の開始前に徴収するものとする。

(授業料の徴収猶予の許可を受けた者が退学する場合における授業料の徴収方法)

第12条 授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)の許可を受けた者が退学をする場合は、その期において徴収するものとしている額を退学の許可をするときに徴収するものとする。

(入学料の徴収方法)

第13条 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

(検定料の徴収方法)

第14条 検定料は、入学、転入学、編入学、再入学又は転学部の出願(第2条第4項及び第6項に規定する場合を含む。)を受理するときに徴収するものとする。

(授業料、入学料及び検定料を徴収しないもの)

第15条 次の者については、授業料、入学料及び検定料を徴収しないものとする。

- (1) 国費外国人留学生
- (2) 研究生のうち受託研修生
- (3) その他学長が認めた者

2 大学間協定又は学長が認めた制度に基づき受け入れる者については、授業料、入学料及び検定料のうちから学長が認めたものを徴収しないことができる。

(特別研究学生の授業料、入学料及び検定料)

第16条 特別研究学生に係る授業料、入学料及び検定料については、次のとおりとする。

- (1) 検定料及び入学料は徴収しないものとする。
- (2) 授業料は、研究生と同額を徴収するものとする。

(特別聴講学生の授業料、入学料及び検定料)

第17条 特別聴講学生に係る授業料、入学料及び検定料については、次のとおりとする。

- (1) 検定料及び入学料は徴収しないものとする。
- (2) 授業料は、科目等履修生と同額を徴収するものとする。

(授業料及び検定料の返還)

第18条 次の各号に該当する場合は、当該授業料又は検定料を返還するものとする。

- (1) 学部の入学者の選抜について第1段階選抜を行い、その合格者に限り第2段階選抜を行う場合で、第1段階選抜で不合格となった者に対して納付した者の申出により返還する検定料の額は、第2条第4項の第2段階選抜に係る検定料の額とする。ただし、推薦入学等の第1段階選抜において出願書類の他に別途学力検査、面接、小論文等を実施する場合は適用しない。
- (2) 附属学校の入学者の選抜において抽選による選考等を行い、その合格者に限り試験等を行い最終合格者を決定する場合で、選考等で不合格となった者に対して納付した者の申出により返還する検定料の額は、第2条第6項の試験等に係る額とする。ただし、試験等を行った後に行われる抽選による選考等に係る不合格者については適用しない。
- (3) 入学を許可するときに前期分又は前期分及び後期分の授業料を納付し、3月31日までに入学を辞退した者（以下「入学辞退者」という。）については、入学辞退者の申出により返還する授業料の額は当該授業料相当額とする。
- (4) 後期の徴収の時期前に休学又は退学する者が、前期分授業料徴収の際に後期分授業料を併せて納付した場合で、納付した者の申出により返還する授業料の額は後期分の授業料に相当する額とする。

（寄宿料の額及び徴収方法）

第19条 錦町宿舎及び留学生寄宿舎の寄宿料の額は、次の表のとおりとする。

区 分		居室使用料	その他の使用料
			月額で徴収するもの
錦町宿舎	単身用 (101室～108室, 201室～208室, 301 室～308室, 401室 ～406室)	月額 5,900 円	自動車保管場所使用料 月額 2,527 円 インターネット使用料 月額 2,640 円
	夫婦用 (109室, 209室, 309室)	月額 11,900 円	
	家族用 (110室, 210室, 310室)	月額 14,200 円	
留学生寄宿舎	単身用	月額 11,000 円 (共益費を含む。)	水道料 月額 1,500 円 自動車保管場所使用料 月額 2,527 円 インターネット使用料 月額 2,037 円

備考 上記のその他の使用料には消費税等を含む。

2 学生寮の寄宿料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	居室使用料	その他の使用料	
		月額で 徴収するもの	使用の都度 徴収するもの
下記を除く 居室	月額 22,000 円	水道料 月額 2,000 円 インターネット使用料 月額 2,037 円 自動車保管場所使用料 月額 2,527 円	コインランドリー使用料 1回につき 100 円
1025室 (1階) 1501室 (1階)	月額 27,000 円 ただし、身障者が 入居した場合は、 月額 22,000 円と する。		

2801室 (2階)	月額 27,000 円		
2802室 (2階)			

備考 上記の居室使用料の額には、維持管理費 2,000 円を含む。その他の使用料には消費税等を含む。

- 3 寄宿料は、入居した日の属する月から退去する日の属する月まで毎月その月の分を徴収するものとする。ただし、学生寮の居室使用料、自動車保管場所使用料及びインターネット使用料については、入居日（自動車保管場所使用料にあつては、使用開始日）が各月の 16 日以降又は退去日（自動車保管場所にあつては、使用終了日）が各月の 15 日以前のときは、第 2 項の表に定める当該月額額の 2 分の 1 を徴収する。
- 4 前項本文の規定にかかわらず、学生の申出又は承諾があつたときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申出又は承諾があつた月分の寄宿料を併せて徴収することができるものとする。
- 5 月の中で居室使用料の額が低い居室から居室使用料の額が高い居室に移った場合は、その月において差額を徴収するものとし、月の中で居室使用料の額が高い居室から居室使用料の額が低い居室に移った場合は、既納の居室使用料は返還しないものとする。

(雑則)

第 20 条 この規程に定める費用以外の費用に関しては、別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年規程第 50 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年規程第 7 号)

この規程は、平成 18 年 2 月 10 日から施行し、この規程による改正後の大分大学授業料その他の費用に関する規程の規定は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 18 年規程第 81 号)

この規程は、平成 18 年 5 月 17 日から施行する。

附 則 (平成 19 年規程第 55 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年規程第 32 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年規程第 91 号)

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年規程第 10 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年規程第 61 号)

この規程は、平成 24 年 9 月 24 日から施行する。

附 則 (平成 26 年規程第 10 号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第40号）

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第70号）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日に学生寮に入寮している者の水道料については、改正後の大分大学授業料その他の費用に関する規程第19条第2項の規定にかかわらず、別に定める。

附 則（令和元年規程第19号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第47号）

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第22号）

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第10号）

この規程は、令和5年2月15日から施行する。